

静 情 審 第 17 号  
平成 17 年 6 月 24 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 16 年 3 月 9 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の社会福祉法人に対する調査等関係書類の部分開示決定に対する異議申立て  
（諮問第 127 号）

## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 15 年 11 月 25 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、平成 14 年 12 月 19 日社会福祉法人 に対し地域福祉室が行った聞き取り調査による事実確認の内容、平成 15 年 1 月 31 日社会福祉法人 に対し中東遠健康福祉センターが行った立入調査に対する地域福祉室の見解、平成 15 年 5 月 29 日社会福祉法人 に対し中東遠健康福祉センターにおいて地域福祉室及び障害者プラン推進室が行った事情聴取の内容及び平成 15 年 11 月 25 日社会福祉法人 に対し地域福祉室及び障害者プラン推進室が行った監査指導の内容の開示を請求し、平成 15 年 11 月 28 日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、次に掲げる公文書(以下「本件公文書」という。)を特定した。
  - ア 「復命書(平成 14 年 12 月 19 日 社会福祉法人 に対する調査内容)」(以下「復命書(平成 14 年 12 月 19 日)」という。)
  - イ 「訴えへの対応(平成 15 年 1 月 31 日 社会福祉法人 に対し中東遠健康福祉センターが行った立入調査に対する地域福祉室の見解)」(以下「訴えへの対応」という。)
  - ウ 「復命書(平成 15 年 5 月 29 日 社会福祉法人 に対する調査内容)」(以下「復命書(平成 15 年 5 月 29 日)」という。)
  - エ 「平成 15 年度社会福祉施設指導監査資料( )」(以下「指導監査資料」という。)
- (3) 本件公文書には第三者である社会福祉法人 に関する情報が記録されているため、実施機関は、平成 15 年 12 月 4 日、社会福祉法人 に対し意見照会を行うとともに、異議申立人に対し開示決定等の期間の延長を通知した。
- (4) 平成 15 年 12 月 26 日、実施機関は、社会福祉法人 から開示について異議ない旨の意見書を受け付けた。
- (5) 平成 16 年 1 月 13 日、実施機関は、開示請求のあった 4 件の公文書のうち、「復命書(平成 14 年 12 月 19 日)」に記載された個人の氏名、個人の分限に関する表記については条例第 7 条第 2 号に該当するとの理由で、「訴えへの対応」に記載された個人の氏名、個人の分限及び状況に関する表記については条例第 7 条第 2 号に該当するとの理由及び法人の状況に関する表記については条例第 7 条第 3 号に該当するとの理由で、「復命書(平成 15 年 5 月 29 日)」に記載された個人の

氏名、個人の分限に関する表記については条例第7条第2号に該当するとの理由及び法人の状況に関する表記については条例第7条第3号に該当するとの理由で、「指導監査資料」に記載された個人の職、氏名、履歴、勤務形態、個人・関係機関の給与・報酬額については条例第7条第2号に該当するとの理由で、それぞれ非開示とする旨の部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

(6) 平成16年1月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成16年1月22日、実施機関はこれを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書のうち「指導監査資料」に記載された個人の給与を除いた部分の開示を求めるというものである。異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、社会福祉法人の職員の分限、状況、法人の状況について知ることは、社会福祉法人の運営状況を知るために必要であり、国民及び県民として知る権利を有するというものである。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の氏名、履歴、給与等のもとより、職務上の処分やその理由及び個人の置かれている状況についての情報は、個人の人格を本人が関知しないままに印象付けるものであるため、個人の権利利益を直接的に侵害するおそれが認められる。
- (2) 法人の活動状況について、個人の主観として記載された情報は、公的な機関が定められた手続を経て、基準等に照らした結果としての判断とは異なり、一方的な価値基準による表現であるため、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。

### 5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のように判断する。

#### (1) 本件公文書について

ア 「復命書(平成14年12月19日)」は、特定の個人から地域福祉室あてに寄せられた、社会福祉法人 〃 が経営する肢体不自由児養護施設 〃 に対する訴えの内容を確認するために地域福祉室の職員が行った聞き取り調査の復命書である。この復命書は、調査の日時、出張先、用務、参集者、内容の各項目から構成されており、このうち非開示とされたのは、参集者及び内容の項目に記載された 〃 の職員の職、氏名並びに内容の項目に記載された 〃 が職員に対して行った処分の経過、理由にかかる部分である。

イ 「訴えへの対応」は、特定の個人が、社会福祉法人 〃 について、地域

福祉室及び他室に訴えた内容、中東遠健康福祉センターからの情報提供並びに今後の対応についての記録である。この記録は、地域福祉室への訴え、その他県への訴え、中東遠健康福祉センター掛川支所からの情報提供、今後の対応の各項目から構成されており、このうち非開示とされたのは、今後の対応のうちへの指導内容を除いたすべてである。

ウ 「復命書(平成 15 年 5 月 29 日)」は、特定の個人が社会福祉法人 を提訴したことを受け、それまでに地域福祉室に寄せられた社会福祉法人 に対するその特定の個人の訴えや、 に対する保健所の給食施設指導結果及び地域福祉室の施設指導監査結果をもとに、法人・施設運営の状況を確認するために地域福祉室の職員が行った聞き取り調査の復命書である。この復命書は、調査の日時、出張先、用務、参集者、内容の各項目から構成されており、このうち非開示とされたのは、参集者及び内容の項目に記載された の職員の職、氏名、内容の項目に記載された が職員に対して行った処分にかかる部分並びに社会福祉法人 に対する特定の個人による評価にかかる部分である。

エ 「指導監査資料」は、県が指導監査を実施するにあたり、静岡県社会福祉法人等指導監査実施要綱第 6 条に基づき、社会福祉法人 から事前に提出された資料である。この資料は、大別して入所者処遇関係、会計・経理関係及び運営・管理関係から構成されており、このうち非開示とされたのは、別表に掲げた部分である。

## (2) 公文書ごとの判断

ア 「復命書(平成 14 年 12 月 19 日)」について

まず、 の職員の職、氏名は、条例第 7 条第 2 号の「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

次に、 が職員に対して行った処分の経過、理由は、これだけで特定の個人を識別することができるまでは言えないが、これを「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(条例第 7 条第 2 号)に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

イ 「訴えへの対応」について

まず、地域福祉室への訴えは、特定の個人が自分自身のことについて地域福祉室の担当者へ要望した内容が記載されている。したがって条例第 7 条第 2 号の「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

次に、その他県への訴えのうち、国体局の部分は、特定の個人が の

運営について批判をし、県への働きかけを行った言動とそれに対する県の担当者の回答から構成されている。したがってこれは、条例第7条第3号の「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報」にあたるので、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」といえるかが問題となる。

法人に対する批判を記載した公文書が公開されると、あたかもその批判が県によって認められた客観的事実であるかのように誤解されるおそれがあり、その場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。確かに、本件の場合、批判はあくまでも個人の意見として記載されており、県がその批判を認めるような記述はないので、批判が県によって認められた客観的事実であるかのように誤解されるおそれはないようにも見える。しかし、たとえ個人の意見として記載されたものであっても、公的機関の情報として説明・解説抜きに公開されると、あたかもその批判が県によって認められた客観的事実であるかのように誤解されるおそれがないとは言い切れない。

したがって、この部分は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に該当し、非開示とすべきである。

健康福祉部企画経理室の部分は、特定の個人が自分自身のことについて企画経理室の担当者へ要望した内容が記載されている。したがって条例第7条第2号の「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

次に、中東遠健康福祉センター掛川支所からの情報提供は、中東遠健康福祉センターの職員から地域福祉室に対し、特定の個人の生活状況について提供された情報が記載されている。したがって条例第7条第2号の「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

次に、今後の対応のうち非開示とされた部分は、特定の個人に係る県の今後の対応について記載したものであるから、条例第7条第2号の「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

ウ 「復命書(平成15年5月29日)」について

このうち、の職員の職、氏名及びが職員に対して行った処分にかかる部分については、アで述べたとおり、条例第7条第2号により、非開示とすべきである。

社会福祉法人 に対する特定の個人による評価にかかる部分は、条例第7条第3号の「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」にあたるので、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」といえるかが問題となる。

確かに、本件の場合、評価はあくまでも個人の意見として記載されているが、イで述べたのと同様に、たとえ個人の意見として記載されたものであっても、公的機関の情報として説明・解説抜きに公開されると、あたかもその評価が県によって認められた客観的事実であるかのように誤解されるおそれがないとは言い切れない。

したがって、この部分は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に該当し、非開示とすべきである。

#### エ 「指導監査資料」について

非開示とされた部分には、すべて個人の氏名が含まれており、条例第7条第2号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 平成 15 年度社会福祉施設指導監査資料 ( ) の非開示情報  
のうち異議申立に係るもの

a	苦情解決責任者及び苦情受付担当者の職、氏名
b	第三者委員の職、氏名
c	預金通帳及び預金届出印の保管者の職、氏名
d	食品衛生責任者等給食責任者の職、氏名、資格
e	給食材料の発注者及び検収者の職、氏名
f	会計責任者、出納職員及び契約担当者の職、氏名
g	小口現金取扱者の職、氏名
h	非常勤職員の氏名、雇用期間、職種、1ヶ月当り勤務日数、1日当り勤務時間
i	新規採用者及び転入者の採用・転入の別、年月日、氏名、性別、年齢、採用職種、最終学歴、資格
j	退職者及び転出者の退職・転出の別、年月日、氏名、性別、年齢、職種、勤続年数、退職（転出）の理由
k	施設職員調書（職名、氏名、年齢、性別、資格免許、現施設経験年数（就職年月日、勤続年月日）、他施設経験年数、担当職務、雇用形態、非常勤パートの場合雇用期間）
l	2003年11月勤務表（暫定）の氏名
m	2003年11月暫定勤務表その2の氏名
n	衛生管理者（衛生推進者）の職、氏名
o	防火管理者の職、氏名
p	ボイラーの取扱作業主任の氏名

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 16 年 3 月 9 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 3 月 25 日	審議、第一部会へ付託	第 171 回
平成 17 年 4 月 27 日	第一部会において審議	第 172 回
平成 17 年 5 月 20 日	第一部会において審議	第 173 回
平成 17 年 6 月 24 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 174 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 171 回～第 174 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 171 回～第 174 回
小 野 森 男	弁護士	第 171 回～第 174 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 171 回、第 174 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 171 回、第 174 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 常務取締役	第 171 回、第 174 回